

●香川県告示第353号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

高松市塩江町上西甲字鷹山2550の1、2551、2552、2553の1、2554の1、2555、2556の1、2556の3、塩江町安原上東字大相2854の3（次の図に示す部分に限る。）、仲多度郡まんのう町塩入字地蔵前718の104（次の図に示す部分に限る。）、字中川原790の4（次の図に示す部分に限る。）、新目字横峰821の1、821の6、字松尾谷823の90、823の92

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに高松市創造都市推進局産業経済部農林水産課及びまんのう町産業経済課に備え置いて縦覧に供する。）